

横浜市宅地造成等災害防止対策検討委員会運営要綱

制 定 平成 26 年 4 月 18 日 建宅審第 41 号（局長決裁）

改 正 令和 7 年 4 月 1 日 建宅審第 894 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市宅地造成等災害防止対策検討委員会条例（平成 26 年 2 月横浜市条例第 5 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市宅地造成等災害防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 委員会は、条例第 2 条各号の所掌事務を担当する。

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の代理は、認めないものとする。

3 委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長はその委員の職を解くものとする。

（委員の責務）

第 4 条 委員は、第 2 条に掲げる職務を常に公正公平に行わなければならない。

2 委員は、委員会を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。ただし、横浜市が公表した情報については、この限りでない。

（部会）

第 5 条 特別に調査審議する事項がある場合は、条例第 8 条に基づき、委員会に部会を置く。

（会議の公開）

第 6 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条の規定により、委員会の会議（部会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、委員会の決定があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

（意見の聴取等）

第 7 条 委員長又は部会長は、委員会又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建築局宅地審査部宅地審査課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。